

カナリヤの詩

CANTUS CANARIARUM

第159号

2008年10月25日

- 1P 葉書画 宮前一明
目 2P 感想 一市民から
3P おもしろかった映画 元サマナ
4P 麻原高裁弁護士への懲戒処分について 窓口
次 5P~9P 松下明夫弁護士への懲戒議決書 仙台弁護士会
10P~11P 異議申出書類
12P また一人 窓口



一市民から？－滝本ブログに投稿されたコメント

上祐グループ「ひかりの輪」について書いてありました。
簡にして要を得たものだと思います、転載します。どなたかありがとうございます。

投稿者：Unknown2008/9/13 19：27

上祐は観察処分の意味が分かっていないんじゃないのか？

テロ団体の最高幹部だった上祐自身が、まだ出所してからたったの9年しかたっていないだろ。ひかりの輪教団としても、アーレフ時代は隠れて麻原崇拝をしていたのだから、一応脱麻原したと自称している期間は、まだわずか1年と数ヶ月でしかない。

高校生の観察処分じゃねえんだよ。大量殺人を起こした組織の観察処分なんだ。そんなに早く処分を取り消すわけねえだろ。

上祐がアーレフ時代も嘘をついていた事を考慮すれば、ひかりの輪も信用性は当然ゼロ。

観察処分の継続は決定だろう。本当は一回の観察処分がもっと長くていいくらいだ。

上祐は教材廃棄をしたりと悪あがきを続けてるけど、表向きの教義など何とも言える。オウムで同じ構成員だった人間たちが、まとまって脱会して新しく教団を作ったこと自体が、すでに麻原の影響下にあるんだよ。麻原が共通の価値観で集まった人間たちなんだから。

本当に麻原の影響が無くなったのなら、すぐに脱会してるわ。

当分の間はどんな宗教からも離れるだろう。

上祐、そしてこれは野田もそうなんだが、彼らは自分自身の反省はせずに、あくまで宗教のやり方の反省をしているだけなんだ。だからいつまでも宗教家でいたがる。

法の正しい解釈の仕方だとか、より良い布教の仕方とかを反省するんじゃないくて、幹部だった自分を反省すべきなんだ。

それも、私は無智だった、とか宗教に照らし合わせるんじゃないくて、どうしても脱会できない自分、宗教的洞察力が無かったくせに再び指導的立場になりたがる自分を反省すべきなんだ。

(本当は一人のグルとして、また殺人等も含めて、実際に識別を無くしてみせてくれた先輩として、麻原を認めているから、自分の反省という概念自体が無いのだろうけど。)

おもしろかった映画 「ディアボロス」

この映画は是非見てもらいたいです。

この映画は悪魔は虚栄心が好きだと言うことを印象的に終えています。人間の心の中には虚栄心というものがある。

タカハシ、シナガハシ

存在している。虚栄心、プライドというものは、カルマの中での一番悪いとどこかに書いてありましたが、この映画を見ていると虚栄心がっけりだ。現象（幻影）が、すべて自分が、司まれているのがよくわかります。自分の前に立ち現れるより現象、悪い現象、悪い人、どうして自分にこんなことがあると思われている現象とは、何をかくそう、すべて自分の心が現しているのだというところが、この映画を見るとよくわかります。

最近、「鏡の法則」という本があります。まさに自分のまわりに現れる人や、現象は、自分の心の投影だということなのです。

それに気づいた時、苦しみから解放されるという素晴らしいこと。

私達が生きているこの宇宙も、実は、自分の心で作りました。幻影宇宙の中で生きているのだと思います。それに気づくと苦しみはなくなるのだと思います。

私に気づいた、自分と他人、他人だと思っている人、それは自分の分身が、自分の心がっけりあげた自分、幻影を見せられている。自分の本性に気づくまで、苦しみは消えない。

すべての悪い出来事は、他人のせいにする人がいるけれど、その他人は、実は、自分の本性を気づかせるために現れた自分だ、ということに、気づいてほしいです。

↓

国（元、サマタ）

このことに気づくことが出来るは、宗教はもういらなくなるのです。宗教も、虚栄心を消すさせる / 罰金だとも思うからです。

（無）

（国付）

麻原元被告の高裁弁護士－松下弁護士に懲戒処分

この会報で時に報告している第二弁護士会の松井武弁護士と、仙台弁護士会の松下明夫弁護士に対する私の懲戒請求につき、また変化がありましたので、報告します。

麻原裁判は、この2人の弁護士が東京高裁宛に控訴趣意書を提出期限までに提出しないことから、手続的な理由で控訴棄却の決定となってしまったのでした。この重要な裁判を終わりにしてしまったことの責任を問うたものです。

カナリヤの詩158号の12ページに記載したとおり、松井弁護士に対しては、第二東京弁護士会の綱紀委員会が、この6月20日に懲戒相当とし、その「懲戒委員会」に事案の審査を求めました。今、その委員会で懲戒が検討されていて、早急な結論が待たれます。なお、松井武弁護士は松本元被告の長男と次男の後見人になっている人でもあります。

松下弁護士については、これに先立つ昨年10月に、仙台弁護士会の綱紀委員会が懲戒相当として、その懲戒委員会に事案の審査を求めました。

そして、このたび、松下弁護士につき、仙台弁護士会懲戒委員会が議決をして、会長から私宛に通知が来ました。議決は9月24日で、「対象弁護士（松下明夫）を戒告する。」というものです。

これに対しては、直ちに、松下弁護士側は、この処分自体が不当だとして日本弁護士連合会の懲戒委員会の方に審査請求をしたとのことです。一方で、私も、9月30日付郵送で、同じところに異議申出をしました。

弁護士の処分には、重い方から除名、退会命令、2年以内の業務の停止、戒告とあり、私として、「戒告」では軽すぎると考えたからです。

私以外にも、後に一市民と思われる方、それから東京高等裁判所の事務局長が個人として懲戒請求しているのですが、この2者が、私と同じように異議申出をしたかどうかは分かりません。

以下、仙台弁護士会懲戒委員会の議決書と、私の異議申出書を転載します。

以上一窓口滝本太郎

2008.9.29/16

平成20年9月25日

懲戒請求者
滝本太郎殿



仙台弁護士会
会長 荒 中

通 知 書

対象弁護士 松下明夫 (登録番号22933)

事務所 仙台市青葉区一番町二丁目11番12号
プレジデント一丁目301仙台第一法律事務所

対象弁護士

松下明夫

(登録番号 22933)

対象弁護士代理人

別紙代理人目録記載のとおり 51

上記の者に対する仙台弁平成19年(懲)第1号事件について、平成20年9月24日対象弁護士主任代理人の出頭を得て別紙のとおり、懲戒の言渡をしました。よって、本会は弁護士法第64条の6第2項の規定により、懲戒書の謄本を添えて通知します。

なお、上記懲戒の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、日本弁護士連合会に対して弁護士法第64条第1項に規定する異議の申出をすることができます。

懲 戒 書

事務所 仙台市青葉区一番町二丁目11番12号
プレジデント一丁目301
仙台第一法律事務所

対象弁護士代理人 別紙代理人目録記載のとおり

本会は、上記の者に対する仙台弁平成19年(懲)第1号事件について、懲戒委員会の議決に基づき、次のとおり懲戒する。

主 文

対象弁護士を戒告する。

理 由

本会は、標記事件について懲戒委員会が別紙議決書のとおり議決したので、弁護士法第56条に基づき主文のとおり懲戒する。

平成20年9月24日

仙台弁護士会

会 長 荒 中



平成19年(懲)第1号懲戒請求事件

仙台弁平成18年(網)第11号事件(A事件)
仙台弁平成18年(網)第12号事件(B事件)
仙台弁平成19年(網)第3号事件(C事件)

議 決 書

神奈川県大和市中央二丁目1番15号

パークロード大和ビル5階 大和法律事務所

懲戒請求者(A事件) 滝 本 太 郎

愛知県尾張旭市霞ヶ丘町中293番地

懲戒請求者(B事件) 水 野 章 二

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京高等裁判所気付

懲戒請求者(C事件) 山 名 学

仙台市青葉区一番町二丁目11番12号

ブレジデント一番町301 仙台第一法律事務所

対象弁護士 松下 明 夫

(登録番号 22933)

対象弁護士代理人 別紙代理人目録記載のとおり

主

文

対象弁護士を戒告する。

理 由

第1、懲戒請求の事由と仙台弁護士会綱紀委員会の判断

1、懲戒請求の事由

1) A事件(仙台弁平成18年(網)第11号事件)の懲戒請求事由

対象弁護士は、被告人松本智津夫に対する殺人等被告人の東京高等裁判所(以下「東京高裁」という)における控訴審の私選弁護人(主任)であったが、控訴趣意書を提出期限の平成17年8月31日までに提出しなかったために平成18年3月29日に控訴を棄却され(その後、同控訴棄却決定は同年5月29日の異議申立棄却決定、同年9月15日の特別抗告棄却決定を経て確定)、よって同被告人の裁判を受ける権利を侵害し、かつ弁護人の職責を殆ど果たせずに、第一審の死刑判決を確定させた。

2) B事件(仙台弁平成18年(網)第12号事件)の懲戒請求事由

対象弁護士は、東京地方裁判所(以下「東京地裁」という)で死刑判決を受けた被告人松本智津夫に対する東京高裁における控訴審の主任弁護人であったが、対象弁護士の要望により延伸された控訴趣意書差出最終日である平成17年8月31日までに控訴趣意書を差し出さなかったことから平成18年3月27日に控訴を棄却され(その後、同控訴棄却決定は同年5月29日の異議申立棄却決定、同年9月15日の特別抗告棄却決定を経て確定)、よって同被告人の受けるべき審級の利益を奪った。

3) C事件(仙台弁平成19年(網)第3号事件)の懲戒請求事由

対象弁護士は、第二東京弁護士会所属の弁護士松井武とともに、東京地裁で死刑判決を受けた被告人松本智津夫に対する殺人等被告人の控訴審における弁護士(対象弁護士は主任弁護人)であったが、対象弁護士らは、控訴趣意書を提出期限を当初の平成17年1月11日から同年8月31日まで延長すること認められた際に、仮に被告人との意思疎通を図り得なくても、同日までに控訴趣意書を提出するよう最大限の努力をする旨約束していたのに、上記の延長された提出期限が迫ってくると、再度、被告人との意思疎通を図り得ないこと、訴訟能力が欠如していることを理由として控訴趣意書を提出できないと主張し、さらに、提出期限の同年8月31日の東京高裁との打ち合わせにおいて、控訴趣意書は作成してあると述べて、これを机上に示したまま、被告人の訴訟能力に関する鑑定について、自分らの主張する方法を採用すべきであるとの主張を始め、これが受け入れられなければ控訴趣意書を提出しないとして、控訴趣意書提出を求める裁判長の要請に応えず、作成したと称する控訴趣意書を持

ち帰り、また、その後、東京高裁は、同年9月1日、同月2日、同月8日と重ねて控訴趣意書の提出を求めたが、対象弁護士らがこれに応じなかったため、東京高裁は平成18年2月20日に提出された被告人の精神状態に関する鑑定書を検討したうえ、同年3月27日控訴趣意書不提出を理由として控訴棄却の決定を行い、同決定は同年5月29日の異議申立棄却決定、同年9月15日の特別抗告棄却決定を経て確定した。対象弁護士の上記行為は、刑事弁護人たる弁護士としての職責に背き、刑事訴訟の理念に反し、迅速な審理を妨げ、被告人の利益を著しく損なうものである。

2、仙台弁護士会総紀委員会の判断

本件においては、控訴趣意書の提出期限の遵守は、弁護人としての基本的な職務であり、期限までに控訴趣意書を提出しないこと自体が、弁護人の職責に反する行為であって、特段の事情がない限り、弁護士法第56条第1項に定める非行に該当するものと考えられるところ、対象弁護士は、特段の事情がなく、控訴趣意書を提出せず、控訴を棄却されるといった結果を生じさせた。

対象弁護士の行為は、弁護士法第58条第4項の「事案の軽重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかである」とも認められず、同条3項に基づき懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と判断されることから、本文のとおり議決する。

主文：懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする。

第2、対象弁護士の弁明

1、平成19年12月20日付弁明書

1) 東京高等裁判所事務局長山名学名義でなされた平成19年(網)第3号(C事件)による懲戒請求は、請求者東京高等裁判所による懲戒請求であり弁護士法第58条1項の要件を欠く請求であるから違法である。

2) 被告人麻原彰晃こと松本智津夫は、訴訟能力を有しないので、対象弁護士は、「訴訟能力がない以上公判を停止するべきである、意思疎通できない以上控訴趣意書を作成できない。」として期限内に控訴趣意書を提出しなかった。

これを弁護士としての非行に当たるとするのは誤りである。

3) 東京高裁は、控訴趣意書提出期限経過後であっても控訴趣意書が「提出され

れば、控訴成立として扱う」としていたのであり、控訴趣意書が提出されたにもかかわらず控訴棄却決定をした東京高裁の取り扱いは「信頼の原則」に反し、対象弁護士の控訴趣意書不提出は非行に当たらない。

2、平成20年2月22日付弁明書(2)

1) 対象弁護士は、被告人との意思疎通ができなかったのであり、被告人と協議ができないうちに、控訴趣意書は提出すべきではないとされているのであるから、本件における控訴趣意書提出期限の指定は弁護士倫理に相反する。

2) 弁護人として、弁護士倫理に相反する期日指定に従わなければならない場合はあるにしても、本件においては東京高裁の態度が不明確であり、対象弁護士ら弁護士倫理に相反する期日指定に従わなければならない場合はあるにしても、本件においては東京高裁の態度が不明確であり、対象弁護士ら弁護士倫理に相反する期日指定に従わなければならない場合はあるにしても、本件においては東京高裁の態度が不明確であり、対象弁護士ら弁護士倫理に相反する期日指定に従わなければならない場合はあるにしても、本件においては東京高裁の態度が不明確であり、対象弁護士ら

3、平成20年2月22日付弁明書(3)

被告人は、「心神喪失の状態」にあり、対象弁護士ら弁護人は「被告人の権利擁護のために……合理的理由に基づいて最善と思考する弁護を選択」し努力したのであり、対象弁護士らの行為は「適否」を問われることはありえても、「品位」の問題にはなりえない。

第3、証拠

1、仙台弁平成18年(網)第11号事件(A事件)、

仙台弁平成18年(網)第12号事件(B事件)、

仙台弁平成19年(網)第3号事件(C事件)

議決書に摘示された各証拠

2、対象弁護士提出の弁明書、同弁明書(2)、同弁明書(3)

3、平成20年3月4日付上申書に添付された陳述書2通

4、平成20年3月14日付上申書添付精神状態鑑定書

5、平成20年5月16日付意見書

6、平成20年5月16日付対象弁護士陳述書

第4、当委員会の判断

1、弁護士法第58条は、「何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由あ

ると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。」と規定している。

自然人たると法人たるとを問わず、被害者又は利害関係人以外の者でも懲戒を請求することができ。

請求者「東京高等裁判所事務局長山名学」と表示された懲戒請求が「東京高等裁判所」としての懲戒請求であれば、国家機関たる行政庁は当事者たりえないからその請求が違法であることは論をまたない。

仙台弁護士会綱紀委員会は、請求者として表示されている山名学に対しその属性につき釈明を求め、山名学が個人として請求した旨釈明したので、請求は適法であると判断した。

当委員会は、山名学個人が懲戒請求者であると認める。

2、対象弁護士および本件の共同弁護士松井武弁護士が、本件控訴趣意書を提出期限と指定された平成17年8月31日までに提出しなかったことは明らかである。

1) 対象弁護士は、被告人に訴訟能力がない以上、公判を停止すべきであり、被告人との意思疎通ができない以上控訴趣意書の作成は不可能なので控訴趣意書を提出しなかった旨弁明する。

しかしながら、弁護人が被告人が訴訟能力が欠如していると判断したからといって、刑事手続の進行が当然に停止されるべきであるとは言えないし、被告人との意思疎通ができないから控訴趣意書の作成が不能で、従って控訴趣意書の提出も出来ないということにはならない。

精神障害の故に、被告人との協議ができない場合控訴趣意書は作成できず、従って、控訴趣意書は提出すべきではないという命題が存在するわけではない。

被告人が弁護人との接見を拒否し、あるいは拒否はしないが精神障害のため意思疎通ができず、実質的接見が不能であっても、控訴趣意書の作成提出は、弁護人の責務である。

被告人と接見し協議することが可能であるにもかかわらず、弁護人が職責を怠り、被告人と接見・協議をすることなく、訴訟記録の検封をただだけで控訴趣意書を作成し提出することについての戒めを普遍化することは誤りである。

行方不明で、接見も従って協議も物理的に不能である被告人にかかる被告事

件について、弁護士会が国選弁護人を推薦すべきか否かという事案とは全く次元が異なる。

2) 対象弁護士は、控訴趣意書を提出期限経過後であっても控訴趣意書が「提出されれば控訴成立として扱う」旨裁判所が言明していたと弁明し、裁判所・検察官・弁護人の打合せ状況の記録上、裁判長にその趣旨の発言があったことはうかがえる。

しかしながら、裁判所は対象弁護士に対し、再三にわたり口頭あるいは電話で控訴趣意書の提出を求めているのであって、控訴趣意書の提出期限の変更には応じていない。

本件控訴趣意書の提出期限は平成17年8月31日である。

刑事訴訟法第376条、刑事訴訟規則第236条1項の規定は、その違反につき、被告人に刑事訴訟法第386条1項所定の「決定で控訴を棄却」するという極めて重大な不利益を与える厳格な手続規定である。

本件において、裁判長が関係者打合せの席上、上記の様な発言をしたとすれば、これは弁護人らの執拗な要請にひきずられた不用意かつ軽率な発言であり、法律実務の専門家である弁護人がこれを裁判所の真意であると判断したとすれば、これまたあまりに安易な一面的判断であると言わざるを得ない。

3) 対象弁護士は、被告人が「心神喪失の状態」にある本件においては、被告人との意思疎通が不能なのであるから控訴趣意書を提出しないことが「合理的理由に基づく最善」の弁護活動であるかのような弁明をし、対象弁護士ら弁護人の行為は、「適否」の問題となり得るにしても、「品位」の問題とはなり得ないと弁明する。

しかしながら、控訴趣意書提出期限の遵守は弁護人としての基本的かつ重大な職務であり、単なる「適否」の問題ではなく、正に弁護士としての「品位」にかかわる問題である。

3、以上に認定した通り、対象弁護士ら本件弁護人は、控訴趣意書提出期限を遵守することなく、期限までに控訴趣意書を提出することを怠り、控訴棄却という重大な結果を生じさせ、被告人につき一審の死刑判決が確定した。

対象弁護士ら弁護人の行為は、弁護士法第56条1項所定の「その品位を失うべき非行」に該当する。

以上認定の事実ならびに諸般の事情を勘案し、弁護士法第57条所定のうち戒告処分を選択するのが相当であると判断する。
よって本文のとおり議決する。

平成20年9月24日

仙台弁護士会懲戒委員会

委員長	三島卓郎
委員	高橋浩
委員	岩谷川英雄
委員	石神均
委員	浅沼貞夫
委員	千葉雄一郎
委員	成瀬幸典
委員	卯木誠
委員	林伸太郎



異議申出書

2008年(平成20年)9月30日

神奈川県大和市下鶴間1595-1
事務所 〒242-0021 神奈川県大和市中央2丁目1番15号
パークロード大和ビル5階 大和法律事務所
電話 046-263-0130、ファクス 046-263-0375
懲戒請求者 滝本 太郎

日本弁護士連合会 御中
会長 宮崎 誠 殿

対象弁護士の氏名及び所属弁護士会

事務所 〒980-0811 仙台市青葉区一番町二丁目11番12号

ブレジデント一番町301 仙台第一法律事務所

対象弁護士 松下 明 夫 (登録番号22933)

所属弁護士会 仙台弁護士会

懲戒の請求をした年月日

平成18年9月25日郵送

弁護士会から懲戒の処分をした旨の通知を受けた年月日

平成20年9月29日(同月25日付書面、懲戒書は同月24日)

弁護士会からの異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

教示あり、「なお、上記懲戒の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、日本弁護士連合会に対して弁護士法第64条1項に規定する異議の申出をすることができます。」

異議申出の年月日

平成20年9月30日

異議申出の趣旨

私が懲戒を請求した仙台弁護士所属松下明夫弁護士に対する同弁護士会平成19年(懲)第1号事件について、同弁護士会会長荒中は、同懲戒委員会の議決に基づき、平成20年9月24日付にて「対象弁護士を戒告する。」との懲戒処分をしたが、この処分は不当に軽いから、弁護士法第64条第1項に基づき、異議を申し出る。

異議申出の理由

1 本件は、殺人等被告事件の被告麻原彰晃こと松本智津夫が東京地方裁判所にて死刑判決を受け、東京高等裁判所に控訴していた事案について、対象弁護士他1名の弁護士が弁護人に就いたところ、対象弁護士らが控訴趣意書の提出期限内になんとこれを提出しなかったがゆえに、控訴棄却の決定を受け、特別抗告などしたがそのまま被告人の死刑を確定させてしまったものである。

対象弁護士らは、「被告人に訴訟能力がない以上公判を停止すべきである、意思疎通できない以上控訴趣意書を作成できない」、東京高等裁判所こそ「信賴の原則」に反している、「適否」の問題ではあっても「品位」の問題とはなれない、などと弁明した。

懲戒書は、これにつき「控訴趣意書提出期限の遵守は弁護人として基本的かつ重大な職務であり、単なる「適否」の問題ではなく、正に弁護士としての「品位」にかかわる問題である」「被告人につき一審の死刑判決が確定した」として、弁護士法第56条1項所定の「その品位を失うべき非行」に該当すると正しく判断した。

そのうえで、懲戒書は「以上認定の事実ならびに諸般の事情を勘案し、弁護士法第57条所定のうち戒告処分を選択するのが相当であると判断する」として戒告処分にとどめている。

2 しかし、かかる事案につき「戒告処分」とするのは不当に軽いと言わざるを得ない。

そもそも、懲戒書は戒告処分を選択したことについて、「以上認定の事実ならびに諸般の事情を勘案し」と、なんと一行を記載したのみである。実質上、量刑の理由を記載していないというほかはなく、それ自体が不当である。

あるいは、懲戒書では、東京高等裁判所裁判長に不用意かつ軽率な発言があったとしているから、これに対象弁護士らが期待してしまっただけで、軽いとでもいうのであろうか、あるいは被告人の死刑は控訴審以降も覆りよ

うがないから、被告人に格別の不利益がなかったとでもいうのであろうか、あるいは懲戒請求者が弁護士選任をした者でないからとでもいうのであろうか、いずれにしても理由の記載がない以上、不明である。

しかし、第1に、ことは死刑判決の確定である。確定すれば、一つの命が失われる事案である。

第2に、一件記録から明らかである通り（無理筋であろうとも一審弁護人は一応）無罪を争っていた事案である。

第3に、事件内容は、坂本弁護士一家殺人事件など極悪非道の殺人行為を重ね、拳銃に化学兵器サリンまで製造使用して長野県松本市及び東京地下鉄において2度もの無差別殺人をしたことにより、全世界が注目していた破壊的カルト集団オウム真理教の教祖麻原彰晃こと松本智津夫被告の、刑事裁判であり、その高等裁判所での動向はまた、社会的に影響力の大きな事案である。

第4に、被告人に幻惑されその手足となっていた元弟子らのうち、日本の刑事裁判史上最大人数である12名に死刑が言い渡されてしまっている事案である。これら被告人にとっては、少しの可能性であっても被告人の審理を求めているものであるのに、これが果たせなかった。

第5に、オウム集団は今も残っているから崩壊させるべき集団であり、類似の団体も今後生成発展させてはならないものである。したがって、麻原裁判は、その裁判としての正当性を確保するために、あらゆる面で完璧にしなければならぬものであった。しかるに、弁護人はかかる手続的理由で裁判を終結させてしまった。

第6に、懲戒請求者は、対象弁護士を被告人の弁護人として選任した立場ではないが、死刑判決となっている事件の一つ滝本サリン事件の被害者であって、弁護人の活動につき、同様に強く関心を持つ立場にある。そもそも、死刑を執行されるのは被告人自身であるから、弁護人弁護士の懲戒にあたり懲戒請求者が誰かなど、何ら関係がない。

本件は、裁判関係者のいずれもが、尚更ゆめゆめおろそかにしてならない裁判であり、弁護人も尚更に細心の注意をはらってしかるべき事案であった。

よって、戒告処分では不当に軽いものであること明白である。

3 対象弁護士の、その後の態度はいかがなものであろうか。弁明により明白である。一片の反省もない。

「被告人に訴訟能力がない」と主張しても、控訴趣意書不提出の理由にならないことなど弁護士としての初歩の知識である。対象弁護士は、裁判所の

態度が「信頼の原則」に反していると主張するが、専門家として言えることではなく関心に堪えない。「適否」の問題ではあっても「品位」の問題とはなれないなど主張するが、能力への信頼を含めて「品位」となるのだから理屈に過ぎない。ならん反省の態度が見えない。

対象弁護士は、他の一名の弁護士とともに、まさに下手なチキンレースをしたのである。被告人に訴訟能力がないとして鑑定、更に立ち会ったの鑑定などまでを求め、それを、控訴趣意書を提出しないことで実現しようとした。裁判所との協議の席に書面を持参しつつも提出しなかった。訴訟能力があるという鑑定が出た後さえも、直ちに提出しなかった。まさに下手なチキンレースをしたのであり、懲戒書にあるとおり「安易な一面的判断」をしたのである。

そんなチキンレースの代償は、決して弁護人弁護士の死刑ではなく、被告人の死刑である。被告人の審級の利益を奪ったのである。全世界が注目し、歴史に残すべき麻原裁判をこんな形で終結させてしまったのである。

本件について戒告処分にとどめるならば、今後とも同様に、書面の提出期限をもつて、裁判所とチキンレースをする弁護士も出てくる心配さえある。

対象弁護士に反省がなく、今後の同様の事態を避けるためにも、戒告処分は軽きに過ぎる。

以上の通り、異議を申し出る。

最後に、私の本件懲戒請求は、平成18年9月25日に郵送したにかかわらず、平成19年10月22日綱紀委員会の議決を経て懲戒委員会に事案審査がかけられ、今回ようやく懲戒処分となった。事案はもっぱら評価にかかわる事柄であるから本来さほど日時を要しない事案である。しかるにかように時間がかかるようでは、懲戒権を確保することを中核とする弁護士会、弁護士の自治が危殆に瀕する。事実、この間、東京高等裁判所事務局長たる個人の懲戒請求もされてしまったのであり、まことに残念であった。

よって、本異議申出につき、早急に決定をなすことにより弁護士の自治を示されるよう強く希望する。

もちろん、異議申出の理由に記載したことからして、より重い処分を得られるものと確信する。戒告処分にとどめたならば、日本国民はもろろん全世界から、日本の弁護士に対する信頼が失われる。ゆめゆめ忘れなければならない。

以上

「また一人」

また一人、亡くなっていたことを知った。

1994年のオウム事件が弾ける前に、ネットからか高校生で入信し、その後、パソコン事業部で仕事をしたり、財施部で怪しげな浄水器販売をしていた。しかし何かいづらかったのか、オウム施設にも長くいたのではなかった。

その真偽を確かめるために、オウム側幹部や関係信者と何度か接触し確認した。1995年以前とは異なり、この親が捜しているような場合、内部での死亡や虐殺を隠しているとも感じられなかった。オウムでも無口だったとのこと、プログラマー能力などあった。

完全な所在不明。数年前、死去していることが警察から家族に連絡があったとのこと。なんと。

オウムというものがなかったならば、彼はまた別の怪しげな団体に入っただろうか、それとも、別の途を探索せただろうか。それは分からない。

オウム—今はアレフとひかりの輪に分かれた—関係者さん、彼は亡くなっていた。

オウム集団さん、少なくとも、「あなたを救う」とかなんとかいって勧誘しないで下さい。

- ・財施が少なかったり、
- ・体がひどく弱くなったり、
- ・精神的に不安定になりすぎれば、

結局は放り出すのだから。少なくとも救えないのだから。

かなりや

西條八十

唄を忘れた金糸雀は、
後の山に棄てましょか

いえ、いえ、それはなりませぬ

唄を忘れた金糸雀は、
背戸の小藪に埋けましょか

いえ、いえ、それはなりませぬ

唄を忘れた金糸雀は、
柳の鞭でぶちましょか

いえ、いえ、それはかわいそう

唄を忘れた金糸雀は、
象牙の船に、銀の櫂

月夜の海に浮べれば

忘れた唄をおもいだす

『赤い鳥』(天正七年一月号)
岩波文庫『日本童謡集』より

◎ カナリヤは歌を思い
出す手助けをする。

◎ カナリヤは自分で自
分の歌(考え)を歌う。

◎ カナリヤは歌を歌え
なくなつた鳥を捨てる
のではなく、温かく見
守る。

(地球の揺りかごで)

発行 カナリヤの会

〒242-0021

神奈川県大和市中心 2-1-15 パークロード大和ビル5階

大和法律事務所 窓口滝本太郎気付

電話 046-263-0130 ファックス 046-263-0375 takitaro@yha.att.ne.jp

横浜銀行大和支店 普通 1 3 4 3 0 7 8 カナリヤの会滝本太郎